

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
企業価値向上事業	中小企業者等が工場見学または、オープンファクトリーを開催したとき。	事業費の100分の50以内 30万円限度

新居浜市中小企業振興条例

（企業価値向上事業に対する補助）

第14条 市長は、中小企業者等が企業価値向上のための事業を実施したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、30万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（企業価値向上事業の範囲等）

第13条 条例第14条第1項に規定する企業価値向上のための事業とは、中小企業者等が工場等における生産現場を公開し、又はものづくり等の体験の機会を提供する事業とする。

2 条例第14条第2項に規定する市長が必要と認める額は、施設の整備に係る工事費、設備費、広告宣伝費、印刷費及び委託料とする。

補助対象要件

- ・中小企業者（別表に定める業種に限る）、中小企業団体（構成者の1/2以上が市内に事業所を有する）
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・市税を完納していること（法人及び団体の場合は代表者も）
- ・市内において1年以上継続して事業を行っていること

その他詳細

- ・令和8年度から令和10年度の間での補助金の交付は、1事業者につき1回限り。
- ・他の補助金との併用不可
- ・工場見学またはオープンファクトリーの開催に要した施設の整備に係る工事費、設備費、広告宣伝費、印刷費及び委託料が対象。

＜対象経費の一例＞

（設備費）

音響設備（ワイヤレスガイドシステム等）、モニター設備（プロジェクター等）、空調設備（エアコン、スポットクーラー等）、受付用屋外テント、参加者着用空調服・ヘルメット 等

（広告宣伝費・印刷費）

募集チラシ作成費、開催告知費、PR ツール（横断幕、のぼり等）、企業パンフレット、誘導表示サイン 等

（委託料）

企業紹介動画制作費、模型製作費 等

不明な場合は、事前に産業振興課までお問い合わせください

申請の時期（事業完了日）

※複数ある場合はいずれか遅い方とする

- ・工場見学、オープンファクトリーの開催日
- ・補助対象経費の支払日

申請期限

- ・令和8年4月から令和8年7月末日までに事業が完了したもの…令和8年8月31日（月）
- ・令和8年8月から令和9年1月末日までに事業が完了したもの…令和9年3月1日（月）

※令和9年2月及び3月に事業が完了するものは令和9年度受付予定です。

提出書類

1 交付申請提出書類（各 1 通）

法人	個人	提出書類		備考
☐	☐	(第 1 号様式)	中小企業振興補助金交付申請書★	
☐	☐		事業所の概要、事業の概要★	
☐	☐		収支決算書★	
☐		法人登記簿謄本（原本）		
	☐	住民票抄本（原本）		マイナンバーの記載がないもの
	☐	直近 2 年間の確定申告書（写し）		
☐		定款又は規約（写し）		
☐		市税の納税証明書（法人）（原本）		
☐	☐	市税の納税証明書（代表者）（原本）		
☐	☐	見積書等（写し）		費用の明細が分かるもの
☐	☐	請求書（写し）		
☐	☐	支払いが確認できるもの（写し）		領収書等
☐	☐	工場見学、オープンファクトリーの詳細（名称、開催日時、会場、募集人数、実施内容等）がわかるもの（募集チラシ、事業実施計画書等）		
☐	☐	開催時の写真（出力及びデータ）		
☐	☐	実績、成果がわかるもの（報告書等）		

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

2 交付請求提出書類（各 1 通）

法人	個人	提出書類	備考
☐	☐	(第 4 号様式) 中小企業振興補助金交付請求書★	
☐	☐	口座振替依頼書★	既に同口座で提出済みなら不要

★の書類は市HP「新居浜市中小企業振興補助金の申請受付について」内でダウンロードいただけます。